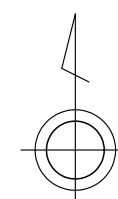
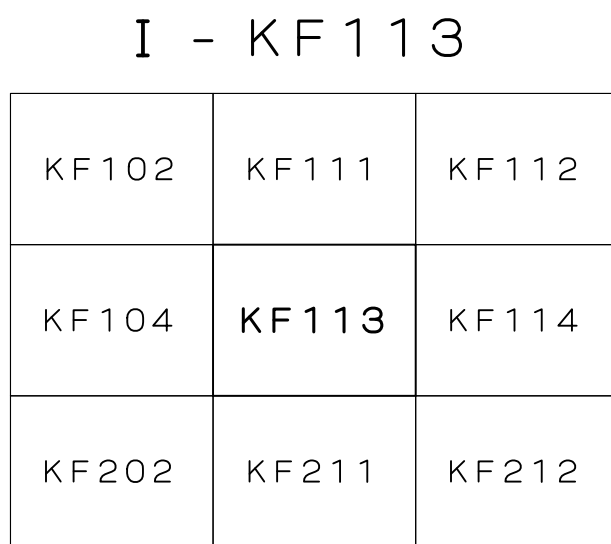


I - K F 1 1 3

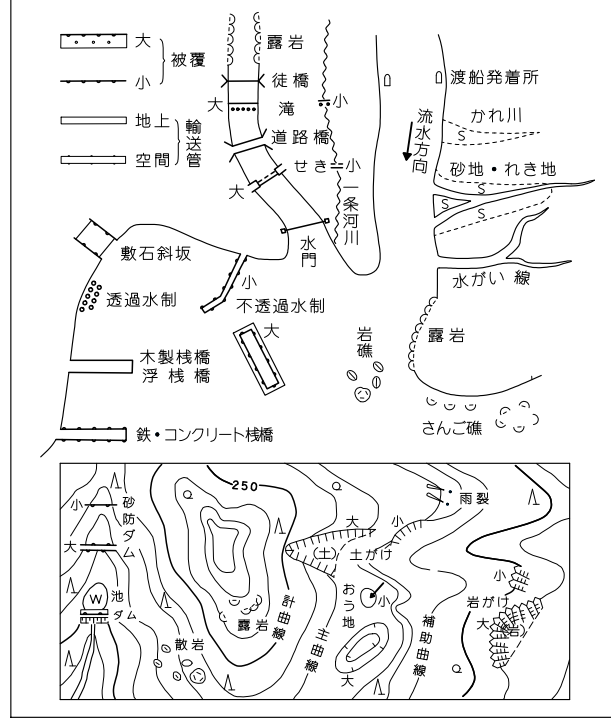


05 02

	普通建物	▲ 37.2	三 角 点
		△ 25.2	水 準 点
	堅ろう建物	● 42.3	● 建築基準法第5条第1項第1号に規定する建築物
		▲ 35.2	▲ 建築基準法第5条第1項第2号に規定する建築物
	普通無縁倉庫	▽ 25.73	▽ 建築基準法第5条第1項第3号に規定する建築物
		▲ 35.62	▲ 建築基準法第5条第1項第4号に規定する建築物
	堅ろう無縁倉庫	▲ 15.8	▲ 建築基準法第5条第1項第5号に規定する建築物
		▲ 12.3	▲ 建築基準法第5条第1項第6号に規定する建築物
▽	官 公 署	■	門
△	裁判所	■	屋 門
△	検査庁	■	庫 門
◇	郵便局	■	立 柱
◇	郵便局	■	記念碑
×	森林管理署	■	路 傍 門
×	交番・駐在所	■	とらうろ
×	消防署	■	鳥 居
×	警察・治安定所	■	自然史・密保碑
×	警察の支所等	▽	トンネル・切口
×	出張所	■	柱状(壁)基礎
○	神社	■	柱状(柱)基礎
○	中学校	■	油井・ガス井
○	小学校	■	タンク
○	幼稚園・保育園	■	煙 突
○	老人ホーム	■	煙 突
○	公民館・公民館	■	電 塔
○	保健所	■	電 塔
○	保健所	■	電 塔
○	保健所	■	電 塔
○	協同組合	■	水位観測所
○	倉庫	■	煙 囪
○	倉庫	■	煙 囪
○	工場	■	煙 囪
○	農産物加工場	■	材料倉庫
○	農産物加工場	■	太陽光発電施設
○	駐車場	■	石 段
○	駐車場	■	地下鉄・地下道
○	駐車場	■	出入り口
○	駐車場	■	ハ

	國 道 鉄 道		普通 鉄 道
	街 道		特 殊 鉄 道
	歩 道		鉄 道 站 の 軌 道
	(建設中) 建 設 中 の 道 路		プラットホーム 及び 乗 降 場
	歩 道 交 差 点		鉄 道 交 差 点
	道 路 踏 切		鉄 道 の 踏 切
	橋 梁 上 の 道 路		踏 切 の 踏 切
	工 事 中		送 電 線
	土 路 面		送 電 線
	土 堤 等		送 電 線
	都 府 県 界		送 電 線
	北 海 道 の 支 庁 界		送 電 線
	市 界・特 別 区 界		送 電 線
	地 主 界		送 電 線
	市 界・町 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線
	町 界・村 界		送 電 線

田	田	果樹園	園
田	田	その他の 果樹林	荒地
畑	畑	芝地	刈草場
さとう きび畑	...	広葉 葉林	しの地
バナナ 畑	...	針 葉林	やし 樹林
桑畑	...	竹林	湿地
茶畑	...		



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第1座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は世界測地系による

I - KF 1 13

令和6年測量	撮影 令和4年11月 現調 令和5年10月 測図 令和6年3月	デジタル図化機 図化名人
--------	---------------------------------------	--------------

1:2,500



「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 令五九公第180号」

計 画 機 関 名	大 村 市
作 業 機 関 名	アジア航測株式会社